

理事の職務権限規程

第1章 総則

(目的)

第1条 この規定は、NPO 法人千葉盲ろう者友の会(以下「この法人」という。)の定款第4章第13条の規定に基づき、理事の職務権限を定め、NPO 法人としての業務の適法かつ効率的な執行を図ることを目的とする。

(法令等の順守)

第2条 理事は、法令、定款及びこの法人が定める規範、規定等を順守し誠実に職務を遂行し、協力して定款に定めるこの法人の目的の遂行に寄与しなければならない。

第2章 理事の職務権限

(理事)

第3条 理事は理事会を構成し、法令及び定款の定めるところにより、職務を執行する。

(理事長)

第4条 理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に挙げるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 理事としてこの法人を代表しその業務を総理する。
- (2) 理事会を招集し、議長としてこれを主宰する。
- (3) 毎事業年度に1か月に1度理事会を招集し、理事の職務の執行の状況について報告を受ける。
- (4) その他、当会の定款第15条の記載に準ずる。

第5条 副理事長の職務権限は、法令、この法人の定款及び別表に挙げるもののほか、次の通りとする。

- (1) 理事長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、その職務を代行する。

第3章 補則

(細則)

第6条 この規定に定めるもののほか、この規定の実施に必要な事項は、理事会の決議により別に定めることができる。

(改廃)

第7条 この規定の改廃は、理事会の決議による。

附則

この規定は令和7年 4月 1日から施行する

(別表)理事の職務権限

項目	決裁権者	
	理事長	副理事
役割	・この法人を代表しその業務を総理 ・理事会を招集し議長としてこれを主宰	・理事長を補佐しこの法人の業務を執行 ・理事長の事故等の職務執行
事業計画案及び予算案の作成に関する事	○	○
事業報告案及び決算案の作成に関する事	○	○
人事及び給与制度の立案及び報告に関する事	○	
規定案の作成に関する事	○	○
国内出張に関する事	○	
職員の教育・研修に関する事	○	
福利厚生に関する事	○	
外部に関する文書発簡	○	
特に重要なもの	○	
重要なもの		○
比較的重要なもの		○
一般事務連絡		○

(注)上記にかかわらず、副理事長不在時等、副理事長の決裁権限を行使できない場合において、理事長が副理事長に代わり決裁を行うことは差し支えない。